令和７年２月定例

四 万 十 町 教 育 委 員 会

会 議 資 料

日　時：令和７年２月１０日（月）午後３時００分

場　所：　四万十町地域交流センターたのの
第１会議室・第２会議室

会　議　次　第

1　開　会

2　教育長あいさつ

3　会議録署名委員の指名

4　議　題

① 承認第１号　専決処分の承認について
② 承認第２号　専決処分の承認について
③ 承認第３号　専決処分の承認について
④ 議案第１号　指定校区外就学申請の取扱いについて
⑤ 議案第２号　指定校区外就学申請の取扱いについて
⑥ 議案第３号　指定校区外就学申請の取扱いについて
⑦ 議案第４号　指定校区外就学申請の取扱いについて
⑧ 議案第５号　区域外就学申請の取扱いについて
⑨ 議案第６号　四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の改正について

5　協議事項

① 四万十町総合振興計画審議会委員の選任について
② 四万十町教育委員会表彰規則に基づく被表彰者の選定について

6　報告事項

7　その他

① 今後の日程について

教 育 長	山脇　光章
委　　員	横山　順一、　谷口　和史、　野中　裕子、　西谷　史
事 務 局	浜田　章克、　今西　浩一、　長森　伸一、　真城　和也

承認第１号

専決処分の承認について

指定校区外就学について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第４条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和７年２月１０日　提出

四万十町教育長　山脇　光章

別紙

専　決　書

指定校区外就学の承認について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則第３条の規定に基づき、別紙のとおり専決する。

令和６年１２月２２日

四万十町教育長　山脇　光章

別紙

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和６年●月●日付けで、四万十町●●●●　保護者　●●　●●　から●●●●学校への指定校区外就学申請書が提出されたので、下記のとおり承認する。

令和６年●月●日

四万十町教育長　山脇　光章

記

１	児童生徒名	●●　●●　●●学校第●学年
		●●　●●●　●●学校第●学年
		●●　●●●　●●学校第●学年
２	保護者氏名	●●　●●
３	住民登録地	四万十町●●●●●●●●●●●●
４	旧住所地	四万十町●●●●●●●●●●●●●●●●
５	就学指定校	●●●●学校
６	就　学　校	●●●●学校
７	期　　間	令和６年●月●日　～　令和●年●月●日
８	事　　由	

●●●●●●●●●●●●●●●

参　考

四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則【抜粋】

（平成18年教育委員会規則第４号）

（委任）

第１条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第１項の規定に基づき、四万十町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、次に定める事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任するものとする。

（１）　教育行政の基本方針に関すること。

（２）　教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（３）　教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

（４）　教育委員会の所管に属する学校その他教育機関の設置及び廃止に関すること。

（５）　教育委員会及び教育委員会の所管する学校その他の教育機関の職員の任免その他人事に関すること。

（６）　法第26条の規定による点検及び評価に関すること。

（７）　法第29条に規定する意見の申出に関すること。

（８）　幼稚園、小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更に関すること。

（９）　教科書の採択に関すること。

(10)　教育委員会附属機関の委員の任免等に関すること。

(11)　重要事項の告示、指令、通知、申請及び報告等に関すること。

(12)　教職員の組織する職員団体及びその他の諸団体との重要な交渉に関すること。

(13)　文化財の町指定に関すること。

(14)　前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項。

第３条　教育長は、緊急の場合には、第１条各号に規定する事務を専決することができる。

（委員会への報告）

第４条　教育長は、次に掲げる事項について、次の教育委員会の会議にこれを報告し、承認を求めなければならない。

（１）　第１条の規定により教育長に委任した事務で重要なものに関すること。

（２）　前条の規定により教育長が専決した事務に関すること。

四万十町就学指定校変更及び区域外就学事務取扱要綱【抜粋】

（令和４年四万十町教育長訓令第１号）

（承認及び承諾基準）

第２条　四万十町立小学校及び中学校における就学指定校変更承認基準及び区域外就学承諾基準は、別表のとおりとする。

（申請）

第３条　就学指定校以外の学校へ就学させようとする保護者又は区域外就学をさせようとする保護者は、校区外就学・区域外就学申請書（様式第１号）を教育委員会に提出しなければならない。

２　前項に規定する校区外就学・区域外就学申請書には、教育委員会が求める書類を添付しなければならない。

（承認又は承諾）

第４条　教育委員会は、前条に規定する申請があった場合は、当該申請について審査し、第２条に規定する就学指定校変更承認基準又は区域外就学承諾基準のいずれかに該当し、かつ、教育上適当と認められるときは、就学指定校変更の承認又は区域外就学の承諾をすることができる。

別表（第２条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（原則６か月以内）
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（年度ごとの申請が必要）
留守家庭児童対策	7	小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで（年度ごとの申請が必要）
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで（年度ごとの申請が必要）
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾に係る添付書類

事由	承認・承諾の基準		添付書類
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居・転入を確認できる書類
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転居を確認できる書類
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	建築確認申請書、入居契約書等の転入を確認できる書類
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	居住証明書
留守家庭児童対策	7	小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	預かり承諾書 在職証明書
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	就学通知書の写し
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	学校長の意見書又は関係機関の意見書等
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	事由要件による

承認第２号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第４条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和７年２月１０日　提出

四万十町教育長　山脇　光章

別紙

専　決　書

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和７年２月３日

四万十町教育長　山脇　光章

記

学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第９条第２項の規定に基づき、令和７年●月●日付けで申請のあった区域外就学について、令和７年●月●日付け６四教学第５９４号により●●●●教育委員会に協議する。

１　児童生徒名　　●●　●●　　現　●学校第●学年
　　●●　●●　　現　●学校第●学年
２　保護者氏名　　●●　●●
３　住民登録地　　●●●●●●●●●●●●●●●●●●
４　就学指定校　　●●●●●●●●学校
５　就学希望校　　●●●●●学校
６　期　　間　　令和７年４月１日　～　令和８年３月３１日
７　事　　由
●●●●●●●●●●●●●●●●●●

参　考

学校教育法施行令【抜粋】（昭和２８年政令第３４０号〕

（区域外就学等）

第９条　児童生徒等をその住所の存する市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校以外の小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校に就学させようとする場合には、その保護者は、就学させようとする小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校が市町村又は都道府県の設置するものであるときは当該市町村又は都道府県の教育委員会の、その他のものであるときは当該小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校における就学を承諾する権限を有する者の承諾を証する書面を添え、その旨をその児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に届け出なければならない。

２　市町村の教育委員会は、前項の承諾（当該市町村の設置する小学校、中学校（併設型中学校を除く。）又は義務教育学校への就学に係るものに限る。）を与えようとする場合には、あらかじめ、児童生徒等の住所の存する市町村の教育委員会に協議するものとする。

別表（第２条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（原則６か月以内）
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（年度ごとの申請が必要）
留守家庭児童対策	7	小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで（年度ごとの申請が必要）
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで（年度ごとの申請が必要）
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）

承認第３号

専決処分の承認について

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、別紙のとおり専決したので、同規則第４条の規定に基づきこれを報告し承認を求める。

令和７年２月１０日　提出

四万十町教育長　山脇　光章

別紙

専　決　書

区域外就学に係る協議について、四万十町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第４号）第３条の規定に基づき、下記のとおり専決する。

令和７年２月３日

四万十町教育長　山脇　光章

記

学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号）第９条第２項の規定に基づき、令和７年●月●日付けで申請のあった区域外就学について、令和７年●月●日付け６四教学第５９３号により●●●●教育委員会に協議する。

１　児童生徒名　　●●　●●　　新　●学校第●学年
２　保護者氏名　　●●　●●
３　住民登録地　　●●●●●●●●●●●●●●●●●●
４　就学指定校　　●●●●●●●●学校
５　就学希望校　　●●●●●学校
６　期　　間　　令和７年４月１日　～　令和１０年３月３１日
７　事　　由
●●●●●●●●●●●●●●●●●●

参　考

別表（第２条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（原則６か月以内）
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（年度ごとの申請が必要）
留守家庭児童対策	7	小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで（年度ごとの申請が必要）
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで（年度ごとの申請が必要）
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）

議案第１号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和７年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●　保護者　●●　●●　から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意見を求める。

令和７年２月１０日　提出

四万十町教育長　山脇　光章

記

１　児童生徒名　　●●　●●　　●学校 第●学年

２　保護者氏名　　●●　●●

３　現住民登録地　　四万十町●●●●●●●●
４　就学指定校　　●●●学校
５　就学希望校　　●●●学校
６　期　　間　　令和７年４月１日 ～ 令和１０年３月３１日
７　事　　由
●●●●●●●●●●●●●

参　考

別表（第２条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（原則６か月以内）
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（年度ごとの申請が必要）
留守家庭児童対策	7	小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで（年度ごとの申請が必要）
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで（年度ごとの申請が必要）
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）

議案第２号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和７年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●　保護者　●●　●●　から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意見を求める。

令和７年２月１０日　提出

四万十町教育長　山脇　光章

記

１　児童生徒名　　●●　●●　　●学校 第●学年

２　保護者氏名　　●●　●●

３　現住民登録地　　四万十町●●●●●●●
４　就学指定校　　●●●学校
５　就学希望校　　●●●学校
６　期　　間　　令和７年４月１日 ～ 令和１０年３月３１日
７　事　　由
●●●●●●●●●●●

参　考

別表（第２条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（原則６か月以内）
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（年度ごとの申請が必要）
留守家庭児童対策	7	小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで（年度ごとの申請が必要）
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで（年度ごとの申請が必要）
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）

議案第３号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和７年●月●●日付けで、●●●

参　考

別表（第２条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（原則６か月以内）
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（年度ごとの申請が必要）
留守家庭児童対策	7	小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで（年度ごとの申請が必要）
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで（年度ごとの申請が必要）
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）

議案第４号

指定校区外就学申請の取扱いについて

令和７年●月●●日付けで、●●●●●●●●●●●●●　保護者　●●　●●　から●●●学校への校区外就学申請書が提出されたので、その取扱いについて委員会の意見を求める。

令和７年２月１０日　提出

四万十町教育長　山脇　光章

記

１　児童生徒名　　●●　●●　　●学校 第●学年

２　保護者氏名　　●●　●●

３　現住民登録地　　四万十町●●●●●●●●
４　就学指定校　　●●●学校
５　就学希望校　　●●●学校
６　期　　間　　令和７年４月１日 ～ 令和１０年３月３１日
７　事　　由
●●●●●●●●●●●●●

参　考

別表（第２条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（原則６か月以内）
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（年度ごとの申請が必要）
留守家庭児童対策	7	小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで（年度ごとの申請が必要）
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで（年度ごとの申請が必要）
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）

議案第５号

区域外就学申請の取扱いについて

令和５年２月２７日付けで、●●●●●●●●●●●●●●●●●　保護者 ●●●●　から●●●学校への区域外就学申請書が提出され、その後、●●●教育委員会と学校教育法施行令（昭和２８年政令第３４０号〕第９条第２項に基づく協議を行ったので、その取扱いについて委員会の意見を求める。

令和７年２月１０日　提出

四万十町教育長　山脇　光章

記

１　児童生徒名　　●●　●●　　●●●●学校第●学年
２　保護者氏名　　●●　●●
３　住民登録地　　●●●●●●●●●●●●●
４　就学指定校　　●●●●●●●●学校
５　就学希望校　　●●●●学校
６　期　　間　　令和７年４月１日　～　令和１０年３月３１日
７　事　　由
●●●●●●●●●●●●●●●●●

参　考

別表（第２条関係）

就学指定校変更の承認及び区域外就学の承諾基準

事由	承認・承諾の基準		承認・承諾期間等
転居又は転出	1	小学校の学年途中又は中学校在籍途中の転居で、引き続き在学を希望する場合	小学校は学年末まで 中学校は卒業まで
	2	小学校及び中学校の学年途中の転出で、引き続き在学を希望する場合	学年末まで
	3	住宅の新築・改築等による一時的な転居・転出で、引き続き在学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	4	新築等により、近い将来転居することが確定しており、転居後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（原則６か月以内）
転入予定	5	本町に転入予定で、転入後に就学指定校となる学校への就学を希望する場合	転入日まで
住民票未登録	6	特別な事情で住民登録ができない場合に居住地が校区となる学校への就学を希望する場合	住民登録がされるまで（年度ごとの申請が必要）
留守家庭児童対策	7	小学校６年生以下の児童の保護者が自宅にいない状況にある者で、次の場合 ①　児童の親族の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ②　保護者又は祖父母の勤務地の住所を校区とする学校への就学を希望する場合 ③　他に児童の保護ができる状況に無く、学童保育等を実施している学校への就学を希望する場合	状況に変化がなければ、小学校卒業まで（年度ごとの申請が必要）
心身の事情	8	児童生徒の心身の事情により、指定校への就学が困難である場合で、その事情に相応した学校への就学を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	9	支援学級のある学校への就学を希望する場合	卒業まで
教育上の配慮	10	就学指定校にない部活動を行うため、就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	中学校のみ卒業まで（年度ごとの申請が必要）
	11	いじめや、不登校などの改善のため、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間
その他	12	地理的条件により、就学指定校への就学が困難な場合に、容易に通学できる学校への就学を希望する場合	卒業まで
	13	就学指定校の変更を承認された兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合	卒業まで
	14	教育的見地や家庭の状況等から、就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）
	15	就学希望中学校区の小学校に在籍したことを理由に就学校の変更を希望する場合（中学校入学前に申請をした場合に限る。）	卒業まで
	16	その他、特別な事情により就学校の変更を希望する場合	教育委員会が認める期間（年度ごとの申請が必要）

議案第６号

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の改正について

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を下記のとおり定めることについて、委員会の意見を求める。

令和７年２月１０日　提出

四万十町教育長　山脇　光章

記

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（令和７年四万十町教育委員会規則第１号）の一部を次のように改正する。

別表の改正規定の次に次のように加える。

附則第５項の表を次のように改める。

休校する学校名	通学すべき学校名
昭和中学校	十和中学校

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

参　考

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
令和７年１月15日教育委員会規則第１号
四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成18年四万十町教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。
別表中「
<table><tr><td>十川小学校</td><td>小野　久保川　大道　十川　戸川　古城　地吉　十和川口　広瀬　井﨑</td></tr></table>
」を「
<table><tr><td>十和小学校</td><td>小野　久保川　大道　十川　戸川　古城　地吉　十和川口　広瀬　井﨑</td></tr></table>
」に、「
<table><tr><td>十川中学校</td><td>十川小学校下</td></tr></table>
」を「
<table><tr><td>十和中学校</td><td>十和小学校下</td></tr></table>
」に改める。
附則第５項の表を次のように改める。
<table><tr><th>休校する学校名</th><th>通学すべき学校名</th></tr><tr><td>昭和中学校</td><td>十和中学校</td></tr></table>
附則に次の１項を加える。
９　令和７年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。
</td><td>
○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則
令和７年１月15日教育委員会規則第１号
四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（平成１８年四万十町教育委員会規則第１９号）の一部を次のように改正する。
別表中「
<table><tr><td>十川小学校</td><td>小野　久保川　大道　十川　戸川　古城　地吉　十和川口　広瀬　井﨑</td></tr></table>
」を「
<table><tr><td>十和小学校</td><td>小野　久保川　大道　十川　戸川　古城　地吉　十和川口　広瀬　井﨑</td></tr></table>
」に、「
<table><tr><td>十川中学校</td><td>十川小学校下</td></tr></table>
」を「
<table><tr><td>十和中学校</td><td>十和小学校下</td></tr></table>
」に改める。
附則に次の１項を加える。
９　令和７年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。
</td></tr>
</table>

【改正の理由】

令和７年４月１日の「四万十町立昭和小学校」と「四万十町立十川小学校」の統合及び統合に合わせた校名変更に伴う改正については、先月の教育委員会で承認をいただいたころですが、附則に改正漏れがあったため、「四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の改正を行うものです。

なお、この改正については、「四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」の施行日（令和７年４月１日）までに行う必要があるため、公布の日から施行するとしており、改正後の「四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則」による「四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則」については、次の新旧対照表のとおりとなります。

四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則　新旧対照表

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>
○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則
平成18年３月20日教育委員会規則第19号
（略）
（通学区域）
第２条　町内小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。
（略）
附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成18年３月20日から施行する。
２～４　〈略〉
５　平成27年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。
<table>
<tr><th>休校する学校名</th><th>通学すべき学校名</th></tr>
<tr><td>昭和中学校</td><td>十和中学校</td></tr>
</table>
６～８　〈略〉
９　令和７年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。
</td><td>
○四万十町立小学校及び中学校の通学区域に関する規則
平成18年３月20日教育委員会規則第19号
（略）
（通学区域）
第２条　町内小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。
（略）
附　則
（施行期日）
１　この規則は、平成18年３月20日から施行する。
２～４　〈略〉
５　平成27年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。
<table>
<tr><th>休校する学校名</th><th>通学すべき学校名</th></tr>
<tr><td>昭和中学校</td><td>十川中学校</td></tr>
</table>
６～８　〈略〉
９　令和７年度から当分の間休校する次の表に定める学校の通学区域にある者の通学すべき学校の指定は、別表の規定にかかわらず、当該学校の休校中は次の表に定めるとおりとする。
</td></tr>
</table>

改正後

休校する学校名	通学すべき学校名
昭和小学校	十和小学校

別表（第２条関係）

学校名	通学区域
〈略〉	〈略〉
十和小学校	小野　久保川　大道　十川　戸川　古城　地吉　十和川口　広瀬　井﨑
昭和小学校	里川　浦越　茅吹手　津賀　野々川　昭和　大井川　河内
〈略〉	〈略〉
十和中学校	十和小学校下
昭和中学校	昭和小学校下

改正前

休校する学校名	通学すべき学校名
昭和小学校	十和小学校

別表（第２条関係）

学校名	通学区域
〈略〉	〈略〉
十川小学校	小野　久保川　大道　十川　戸川　古城　地吉　十和川口　広瀬　井﨑
昭和小学校	里川　浦越　茅吹手　津賀　野々川　昭和　大井川　河内
〈略〉	〈略〉
十川中学校	十川小学校下
昭和中学校	昭和小学校下